:阪府の 重金は

令和7年10月16日から

63円

177_B 時間額



☑使用者も、☑労働者も、

最低賃金との比較方法(計算方法)について

① 時間給の場合	時間給 ≧ 最低賃金額
② 日給制の場合	日給 ÷ 1日の平均所定労働時間 ≧ 最低賃金額
③ 月給制の場合	月給 ÷ 1年間における1か月平均所定労働時間 ≧ 最低賃金額
④ 出来高給(請負給) の場合	賃金算定期間(賃金締切期間)に支払われた総額 ÷その期間に出来 高制によって労働した総労働時間 ≧ 最低賃金額
①~④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 ≧ 最低賃金額

最低賃金との比較時に含めない賃金の種類

- ① 精皆勤手当 通勤手当 家族手当
- ②1か月を超える期間 ごとに支払われる 賃金(賞与など)
- ③ 臨時に支払われる 賃金(結婚手当など)
- ④ 時間外・休日労 働及び深夜労働 に対する賃金

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課 06-6949-6502 TEL



最低賃金に関する 特設サイトもご覧 ください。





もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。 最低賃金制度のマスコットチェックマん

最低賃金・賃金引上ゲに向けた中小企業・小規模事業者への支援策

社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します!

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理 に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは、**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター** TEL:0120-068-116 受付:平日9:00~17:00

> どの支援が合うか迷ったら、『大阪働き方改革推 進支援・賃金相談センター』に相談してみてね!





◆業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その費用の一部を助成する制度です。

【問合せ先】

- ・業務改善助成金コールセンター
- •TEL:0120-366-440



◆中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件 を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の 一定割合を法人税額(個人事業主は所得税額)から控除 できる制度です。

【問合せ先】

- ・中小企業税制サポートセンター
- •TEL:03-6281-9821



◆中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、 IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある製品や設備・システムの導入を支援します。

【問合せ先】

- ・中小企業省力化投資補助事業 コールセンター
- •TEL:0570-099-660



◆キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわ ゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を 実施した事業主に対して助成します。

また、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

【問合せ先】

- ・大阪労働局職業安定部 雇用保険課助成金センター
- •TEL:06-7669-8900



◆企業活力強化貸付

(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を 2億7千万円までは特別利率で融資します。

【問合せ先】

- ·日本政策金融公庫
- -TEL:0120-154-505



◆IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

【問合せ先】

- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター
- \·TEL:0570-666-376



◆賃金引き上げ特設ページ公開中!

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



